

福島市「認証企業魅力発信事業」業務委託仕様書

- 1 件 名 福島市「認証企業魅力発信事業」業務委託
- 2 目 的 本市の人口は若年者を中心に転出超過傾向にあることから、本業務を通じて市内企業の魅力を発信し、企業の人材確保を図るとともに若者の定着を促進していくことを目的とする。加えてオンラインを活用することにより、市内の求職者だけでなく、市外・県外の求職者へ市内企業の情報を提供する。
- 3 委託場所 福島市の指定するところ
- 4 委託期間 契約日～令和6年3月29日(金)
- 5 委託内容
主に地元学生や県外学生を含むUターン等検討者など、地元企業への就職を希望する求職者等向けに、以下の事業を実施する。
(1)発注者が指定する地元企業取材し、求職者等に向けた動画及び紹介記事を作成する。
①対象 福島市働く女性応援ゴールド認証企業及び障がい者雇用推進ゴールド認証企業
令和4年度認証企業 8社
令和5年度認証企業 8社(予定)
(2)構成(予定)
職場の風景や社員の雰囲気など、企業の魅力を発信するものを前提とするが、詳細は企画提案の内容を踏まえ、別途協議の上決定する。
(3)仕様
①内容 企業の認知度を高め、魅力を発信するものとする。こと。
②その他
動画はYouTubeで公開できるフォーマットを準備すること。
紹介記事原稿データは Microsoft Word で準備すること。
動画は発注者が福島市公式YouTubeチャンネルへ掲載し、紹介記事とともに福島市就職応援ポータルサイト「えふ WORK」へ掲載する。
(4)情報発信
予算の範囲内で、(1)で作成する動画及び紹介記事の閲覧が見込まれるような効果的な発信を行うこと。
- 6 著作権
本業務で作成した全ての成果物に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)は、本市に帰属する。
特記事項
(1)受注者は発注者に対し、本著作物に関するすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)を譲渡する。
(2)受注者は、本著作物について、発注者および発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。
- 7 セキュリティ対策
受注者は本仕様書に基づき締結される業務委託契約の履行にあたり、「福島市情報セキュリティポリシー」の規定を遵守すること。
- 8 支払方法
委託代金の支払いは、業務完了報告書提出後支払うものとする。

9 成果品の納入

(1)作成動画を全て収録した DVD 1部

(2)作成紹介記事の電子データを全て収録した DVD 1部

納入期限 令和6年2月29日(木)

(3)委託業務完了通知書

(4)委託業務実績報告書

事業全体について取りまとめたもの。不備・不足がある場合は、修正・追記に応じること。今後の改善提案についても記載すること。

(5)その他発注者が必要と認める書類

10 その他

(1)業務の実施に当たっては、担当者と打合せのうえ、法令等を遵守し実施すること。

(2)業務においては、安全対策を十分に行うとともに、各段階において必要な検査・確認を行うこと。

(3)業務上知りえた秘密は他に漏らさないこと。

(4)この仕様書に定めのない事項については、協議によるものとする。